

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
令和元年8月21日  
(令和元年7月受付分)



令和元年7月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、9件でした。その中からインターネット通販など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆子どもがオンラインゲームで無断決済！ 家庭内でルール作りを！

### ★事例★

携帯電話会社から、キャリア決済の支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届いた。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことが分かった。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金したという。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームを進めていたようだ。  
(当事者:10歳女兒)



### ✓アドバイス

- 子どもがオンラインゲームで課金し高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、最近では携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。
- クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定をし、利用状況を確認するのの一つの方法です。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法を理解し、日ごろから子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン☎188も使用できます)。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第146号」より抜粋

年齢	相談内容
16	<p>Q：高校生の娘が、スマホで10円のダイエットサプリメントを申し込んだ。商品が届いたが、定期購入で2回目からの商品代金は高額になっていたため、解約し、商品を返したい。</p> <p>A：民法では未成年者が親の了解なく契約した場合、契約を取り消すことができますが、取消権が認められるかどうかは個々の契約状況により異なります。また、インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、返品の内容は個々の事業者の規約により異なります。今後は申し込み前に、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。</p>

LINEで情報発信！

アカウント名:岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)